

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
 (株)呉屋組・(有)呉開発・(株)高橋土建特定建設工事共同企業体
 - (1) 代表構成員 株式会社呉屋組 糸満市西崎町5-10-12
 47-001009 代表者 呉屋 明
 (土木特A、建築特A、石工事、管工事B、ほ装A、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、造園工事、解体工事)
 - (2) 構成員 有限会社呉開発 糸満市字真栄里2051
 47-001009 代表者 呉屋 始
 (土木A、建築A、とび・土工工事、石工事、ほ装A、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、園造園工事、解体工事)
 - (2) 構成員 株式会社高橋土建 那覇市前島3-13-11
 47-001009 代表者 新垣 隆行
 (土木特A、建築特A)
- 2 指名停止期間
 令和7年10月1日 ～ 令和7年10月31日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲
 沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)
- 4 事実概要
 (株)呉屋組・(有)呉開発・(株)高橋土建特定建設工事共同企業体として受注した、下水道事務所発注の「那覇浄化センター反応タンク築造工事 (R6-2工区)」において、令和7年7月10日14時34分頃、鋼材を運搬車両に積込作業中、吊具のクランプが積荷に引っかかり、荷が動いたため作業員が車両から飛び降りたところ、荷崩れした鋼材が落下し、バウンドした後作業員の腰付近に当たり腰椎横突起骨折を負った。
- 5 指名停止措置理由
 本件においては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第7号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
 別表第1 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内